

**令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)
～離婚等で基準日の後に対象児童を養育されたひとり親への支給を行います～**

子育て世帯への臨時特別給付金の対象児童を養育していても、令和3年9月30日以降に離婚等をしたために対象から外れていたひとり親を対象に加え、給付金を支給します。申請は、令和4年4月30日(土)まで。

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の長期化の影響を受ける子育て世帯を支援するため支給している「子育て世帯への臨時特別給付金」について、基準日以降に離婚等をしたために給付金を受けることができなかったひとり親世帯を支給の対象に追加します。

2. 支給額(支援給付金)

児童1人あたり一律10万円

※給付金を受給した元配偶者等から給付金相当の金額を受け取っている場合や、給付金受給者が対象児童のために給付金相当の金銭を費消している場合は、その額を控除します。

3. 対象者

申請日に舞鶴市の住民基本台帳に登録されている方で、次のいずれかに該当する方。

- ▽令和3年9月分の児童手当受給者でなかったが、後の離婚等により令和4年3月分までに児童手当(特例給付を除く)の受給者となった方
- ▽令和3年9月30日時点では平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの対象児童の養育者でなかったが、後の離婚等により令和4年2月28日時点で養育者であり、その所得が児童手当の所得制限限度額内(特例給付相当ではない)の方

4. 手続き

申請が必要です。申請書(市ホームページからダウンロード可。本日16時公開)に必要な書類を添えて令和4年4月30日(土)(必着)で市役所子ども支援課へ提出してください。確認ができた方から順次、指定の口座に振り込みます。

なお、令和3年9月以降に市役所で児童手当及び児童扶養手当の申請をされたひとり親で、給付金を受けられていない方には、申請案内の文書をお送りしています(令和4年3月8日現在22件)。ただし、今回通知が届かなかった方においても、対象となる可能性がありますので、下記窓口へお問い合わせください。



▲ホームページ

【お問い合わせ先】

舞鶴市健康・子ども部 子ども総合対策室 子ども支援課

TEL:0773-66-1094、FAX:0773-62-7957、E-Mail:k-shien@city.maizuru.lg.jp